

「舞鶴市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例」及び
「舞鶴市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例」
の主な改正内容

	指定事業所数
居宅介護支援事業所	26
地域包括支援センター(介護予防★)	7

《改正の趣旨》

- ① 感染症や災害への対応力強化
- ② 地域包括ケアシステムの推進
- ③ 介護人材の確保・介護現場の革新

《主な改正内容》

趣旨	改正分類	改正内容	条項
①	※ 業務継続に向けた取組の強化	感染症や非常災害が発生した場合でも、必要なサービスを継続的に提供するため、次のことを義務付け ・業務継続計画を策定し、当該計画に従い必要な措置を実施 ・従業者に対し、業務継続計画を周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施 ・業務継続計画の定期的な見直し	第21条の2 ★第20条の2
	※ 感染症対策の強化	感染症が発生又はまん延しないよう、次の措置を講じることを義務付け ・対策検討委員会の開催(6月に1回以上)及びその結果を介護支援専門員(包括は担当職員)に周知徹底 ・指針の整備 ・研修及び訓練の定期的な実施	第23条の2 ★第22条の2
②	※ 高齢者虐待防止の推進	事業者に虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者の設置を義務付け	第29条の2ほか ★第28条の2ほか
	質の高いケアマネジメントの推進	運営規程に定めるべき「事業の運営についての重要事項」に、「虐待の防止のための措置に関する事項」を追加	第20条 ★第19条
③	情報の活用	ケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、以下について利用者に説明を行うことを義務付け ・作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの割合 ・作成したケアプランに位置付けた訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスごとの提供回数のうち、同一事業者によって提供されたものの割合	第6条
	勤務体制の確保	サービスを提供するに当たっては、介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めることを義務付け	第2条 ★第2条
		ハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を義務付け	第21条 ★第20条

◎施行期日 令和3年4月1日

※の改正は、令和6年3月31日までの間は努力義務